

第六次国有林野施業実施計画書

第四次変更計画

(木曾谷森林計画区)

[変更年月]

第一次変更	令和 5 年 3 月
第二次変更	令和 6 年 3 月
第三次変更	令和 7 年 3 月
第四次変更	令和 8 年 3 月

林野庁中部森林管理局

目 次

I 変更事由	1
・ 治山に関する事項について	
II 変更事項	
4 治山に関する事項	2

木曽谷森林計画区 第六次国有林野施業実施計画の第四次変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更する。
なお、この変更は令和8年4月1日から効力を生ずるものとする。

I 変更事由

・ 治山に関する事項について

治山事業の保全施設整備の推進を図るため、治山に関する事項を変更する。

II 変更事項

4 治山に関する事項

(単位：保全施設 箇所、保安林の整備 ha)

位 置	区 分	工 種	計画量
木曾 奥峰、床並沢、押出沢、池ノ沢、塩沢、正沢川、八沢川、黒石沢、小樽沢、黒木ヶ沢、本谷沢、倉本湯川、濁川、白川、崩沢、大鹿、鯨川、板橋沢、栈橋沢 南木曾 今朝沢、樽ヶ沢、阿寺川上流、長通川、小吹沢、岩倉沢、柿其川下流、額付、坪川、長谷川	保全施設	溪 間 工	29 (木 曾19) (南木曾10)
木曾 床並沢、押出沢、池ノ沢、正沢川、黒石沢、小樽沢、黒木ヶ沢、本谷沢、倉本湯川、樽ヶ沢、白川、崩沢、鯨川、栈橋沢、川戸沢、灰沢、和合沢 南木曾 今朝沢、阿寺川上流、長通川、丸山沢、上山沢、小吹沢、岩倉沢、柿其川下流、額付、鍋割、坪川、長谷川、塚野	保全施設	山 腹 工	30 (木 曾17) (南木曾13)
	保全施設	そ の 他	0
木曾谷森林計画区管内の保安林区域内	保 安 林 の 整 備	保 安 林 改 良	1,227.70 (木 曾 536.01) (南木曾 691.69)
合 計	保全施設	溪 間 工	29
		山 腹 工	30
		そ の 他	0
	保 安 林 の 整 備	保 安 林 改 良	1,227.70

(注) 1 位置は、単位流域を表す。

2 保全施設の計画量（箇所）は、単位流域の数を表す。

3 災害復旧等緊急を要する工事については、指定箇所以外においても実行できる。